

(第一類 第九号)

衆第百二十三回国会院商

工 委 員 会 議 錄 第 九 号

(一一五)

平成四年四月二十四日(金曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 武藤 山治君

理事 逢沢 一郎君

理事 自見庄三郎君

理事 竹村 幸雄君

理事 森本 晃司君

吉利 明君

岩屋 敏君

浦野 乾興君

佐藤 守良君

鈴木 宗男君

高橋 一郎君

増田 敏男君

大畠 章宏君

加藤 繁秋君

鈴木 久君

安田 和子君

吉田 伸明君

小沢 和秋君

川端 達夫君

通商産業大臣官

房総務審議官

官商工委員会調査

山下 弘文君

委員の異動
四月二十四日

辞任

補欠選任

同日

辞任

○武蔵委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○武蔵委員長 この際、委員長より、理事会の協議に基づき、政府に対し、次の点について要望しておきたいと存じます。

要 望 事 項

一、本法の対象となる会員契約に係わる施設の政令指定は、スポーツ・保養施設等の会員権取引をめぐるトラブルの増加等の実態を踏まえ、消費者被害の拡大を未然に防止するといふ観点から機動的に行うこと。

二、本法の対象となる会員契約の支払い金額の下限を政令で定めるに当たっては、各種の会員権取引の実態及び消費者被害の生ずる可能性の程度等を踏まえ、規制対象が過度に広範となることのないよう配慮すること。

三、会員契約の内容を変更する場合の会員制事業者の会員への書面交付義務について、省令において変更の範囲を定めるに当たっては、

会員の利益保護が十分に保証されるよう既に事業者を営んでいたりする者を含め適確な指導及び措置を講ずること。

五、この法律の施行の際現に施設を開設し事業

を営んでいたりする会員制事業者についても、会員名簿の発行等により会員数に関する情報の適正化

を講ずること。

六、会員が会員制事業者に支払う預託金につい

て、その本来の目的である会員契約に係る施

設の建設及び会員制事業の運営に支出される

よう適確な指導を行うこと。

七、この法律の目的的円滑な施行のため、関係

政省令の早期公布に努め、施行日までの間に

おける第四条ただし書において定められる許

可等の処分に当たっては、この法律による会

員保護のための措置が不适当に形骸化しないよ

う関係機関の慎重な対応を確保すること。

八、本法施行後、会員数、預託金の保全等に係る会員契約をめぐるトラブルの状況に応じ、

会員保護の一層の充実の観点から必要な場合には、事業協会の業務の活用等により適切に

対処すること。

以上であります。

この際、渡部通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部通商産業大臣。

○渡部国務大臣 ただいま御要望いただきました点については、その趣旨を十分に尊重し、万全を期してまいり所存であります。

午前十一時四十一分散会

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受け取ることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより、会員の利益を保護し、あわせて会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他ボーリング場等に係る施設又は保養のための施設であつて政令で定めるものを継続的に利用させる役務(以下「指定役務」という)を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金額を支払うことを約する契約をいう。

二 この法律において「会員制事業者」とは、会員

契約に基づき指定役務を提供する事業(以下「会員制事業」という)を行ふ者(会員制事業を行おうとする者を含む。)をいう。

三 この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

四 この法律において「募集」とは、広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について、勧誘をし、若しくは勧説をさせること又は会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをいう。

五 この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。

六 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭(以下「拠出金」という)のうち会員制事業者が会員に対する将来返還することを約したものを行う。

七 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

八 その他の会員契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 会員契約の変更に関する事項

一〇 会員制事業者が会員の数についての計画

一一 会員に預託金を支払わせる場合についての計画

一二 会員に預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を

会員に返還することを担保するための措置

一三 有無及びその内容

一四 前項の規定は、同項の規定による届出があつた施設に係る募集をしようとするときには、適用しない。ただし、会員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第二号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

(会員契約の締結時期の制限)

一五 前項の規定は、同項の規定による届出があつた施設に係る募集をしようとするときには、適用しない。ただし、会員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第二号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

(会員契約の締結時期の制限)

一六 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。

一七 会員制事業者が占有する場合にあっては、当該権原の内容

一八 会員契約に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該

一九 会員制事業を行ふのに必要な資金の額及びその調達方法

二〇 会員契約に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該

二一 会員契約に係る施設であつて次に掲げる権原の内容

二二 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

二三 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

二四 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

二五 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

二六 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

二七 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

二八 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

二九 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三〇 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三一 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三二 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三三 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三四 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三五 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三六 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三七 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三八 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

三九 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四十 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四一 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四二 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四三 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四四 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四五 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四六 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四七 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四八 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

四九 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

五十 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

五一 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

五二 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

五三 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

五四 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

五五 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

五六 会員契約に係る施設の開設時期その他の権原の内容

可その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものが必要である場合にあっては、当該処分があった後に限る。)に、通商産業省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出た場合において、当該保証委託契約に係る会員契約の締結をするときは、この限りでない。

(書面の交付)

第五条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結(会員契約の締結の媒介を含む。)をしようとするときは、顧客に対し、当該会員契約が成立するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについての当該会員契約の概要

二 会員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

三 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあつては、当該権原の内容

四 会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数

五 提出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

六 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

七 会員契約の変更に関する事項

八 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその

内容その他の会員契約の解除に関する事項(第十二条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

九 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

十 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

十一 保証委託契約を締結している場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

十三 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(誇大広告の禁止)

一 指定役務の内容及び提供時期

二 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあつては、当該権原の内容

四 会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数

五 提出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

六 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

七 会員契約の変更に関する事項

八 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその

内容その他の会員契約の解除に関する事項(第十二条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

九 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

十 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

十一 保証委託契約を締結している場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

十三 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(誇大広告の禁止)

一 指定役務の内容及び提供時期

二 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあつては、当該権原の内容

四 会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数

五 提出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

六 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

七 会員契約の変更に関する事項

八 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその

内容その他の会員契約の解除に関する事項(第十二条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

2 会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目的をもつて、会員契約に関する事項であつて、会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八条 会員制事業者又は会員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧説をし、又は会員契約の解除を妨げること。

二 会員契約に基づく債務又は会員契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。

三 前二号に掲げるもののほか、会員契約に関する行為であつて、顧客又は会員の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

(書類の閲覧)

項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(会員契約の解除等)

第二十二条 会員は、第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の会員契約の解除は、当該会員契約の解除書面により会員契約の解除を行つことができる。

3 会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

4 前項の会員契約の解除は、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する。

2 前項の会員契約の解除は、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する。

3 会員契約の解除は、第一項の会員契約の解除があつた場合には、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する。

会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該会員制事業協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る会員制事業の種類を公示しなければならない。

3 会員制事業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(会員制事業協会の業務)

第十四条 会員制事業協会は、その目的を達成するため、前条第一項の規定による指定に係る会員制事業に関する指導致、勧告その他の業務

一 会員制事業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるため必要な会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

三 会員制事業の業務に対する会員等からの苦情の解決

五 会員制事業に係る会員制事業者の債務の保証

(改善命令)

第十五条 主務大臣は、会員制事業協会の前条に規定する業務の運営に改善が必要であると認めるときは、会員制事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ。(指定の取消し等)

第十六条 主務大臣は、会員制事業協会が前条の規定による命令に違反したときは、第十三条第一項の規定による指定を取り消すことができ

る。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に對し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第十四条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求める。又はその職員に、会員制事業協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

る。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一项又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

断された範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関する経過措置を含む)を定めることができる。

6 第十九条 この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であつてこれにより会員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しない。

2 この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定める者がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しない。

3 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

(主務大臣)

第十二条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第二十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして募集をした者

二 第四条の規定に違反して、会員契約の締結をした者

三 第五条第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第六条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

五 第九条の規定に違反して、書類を備え置か

ず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは会員に閲覧させた者

六 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に会員制事業者が行う募集についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

(附 则)

第三条 第四条の規定は、この法律の施行前にその開設に係る工事に關し必要とされる同条に規定する許可等の処分で政令で定めるものがあつた施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

2 第四条の規定は、この法律の公布の日前に会員契約の締結があつた施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

3 第四条第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約について

は、適用しない。

理由

ゴルフ場等に係る会員契約の現状にかんがみ、
ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を
公正にし、並びに会員が受けのことのある会員契
約に係る損害の防止を図るため、募集の届出、会
員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に關
する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置
を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

平成四年五月八日印刷

平成四年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B